東京都立大学における内部質保証に関する規則

令和６年度法人規則第 39 号
制定　令和７年３月 24 日

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都立大学学則（平成 17 年度法人規則第 48 号）第２条の規定に基づき、東京都立大学（以下「本学」という。）における自己点検、評価等による内部質保証に関して必要な事項を定めるものとする。

（内部質保証の目的）

第２条　本学における内部質保証は、自らの教育活動、研究活動、組織運営活動、社会貢献その他の活動（以下「教育研究活動等」という。）について、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことにより、本学の目的及び使命の達成に寄与するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第３条　本学における自己点検、評価等は、次のとおりとする。

⑴ 自己点検・評価　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第１項に基づき、本学が自らの教育研究活動等に対して実施する点検及び評価をいう。

⑵ 認証評価　学校教育法第 109 条第２項及び第３項に基づき、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）が実施する評価をいう。

⑶ 公立大学法人評価　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の２に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会が東京都公立大学法人に対して実施する見込評価及び期間評価をいう。

（内部質保証の原則）

第４条　本学における内部質保証は、前条各号にかかる取組及びそれらの評価結果を活用した改善活動（以下「内部質保証に関する取組等」という。）の実施により、継続的に点検・評価し、改善・向上を図るものとする。

（内部質保証の実施体制）

第５条　内部質保証の統括的な責任者は、学長とする。

２　内部質保証を総括する組織を内部質保証推進委員会（東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第５号）第２条第１項に定める東京都立大学内部質保証推進委員会をいう。以下同じ。）とする。

３　内部質保証に関する取組等を実施する組織を自己点検・評価実施部会（東京都立大学内部質保証推進委員会規程（令和６年度法人規程第 28 号）第７条に定める自己点検・評価実施部会をいう。以下同じ。）とする。

（その他）

第６条　内部質保証推進委員会及び自己点検・評価実施部会の職務及びその他必要な事項は、別に定める。

２　この規則に定めるもののほか、内部質保証に関して必要な事項は、学長が定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。